

発電設備（特別高圧）アクセス線の 施工および所有主体について

弊社エリアでは再生可能エネルギーを中心とした連系の申込みが多い中、これまで弊社によるアクセス線の建設に努めてまいりました。しかし、これら工事件数の高止まりに加えて、地域間連系線新設等の基幹系統工事を予定しており、工事の輻輳による人的リソース不足によって、発電設備の早期連系ニーズに応えることが困難な見込みとなっております。

つきましては、154kV以下系統へ連系する特別高圧アクセス線への自営線方式の採用について、下記のとおり、弊社にて接続検討申込書等の申込内容の技術要件への適合等も含め、詳細を協議させていただきます。

記

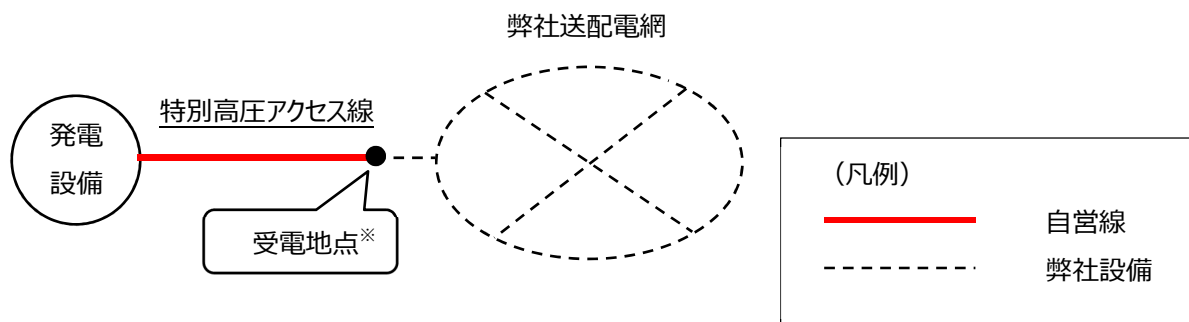
1. アクセス線の施工および所有主体について

弊社154kV以下系統へ連系する特別高圧アクセス線について、発電事業者さまが自ら施工および所有する「自営線方式」を採用すること。

2. 自営線方式の採用にあたっての協議事項

- (1) 受電地点を弊社の既設送電線路等の近傍とすること（弊社の既設送電線路等から受電地点までの連系設備は、弊社にて建設）。
- (2) 自営線を含む発電事業者さま設備事故時の影響を限定するため、受電地点に遮断器を設置すること。
- (3) 自営線や連系設備の仕様は、供給信頼度に影響を与えないよう、弊社設備と同等の仕様を採用すること。

3. 弊社送配電網と連系設備（イメージ図）



※ 弊社の既設送電線路等の近傍（概ね400m以内）

以上

【留意事項】

1. 弊社でアクセス線を施工する場合について
弊社にてアクセス線を施工する場合、人的リソースの不足により工事の開始時期が遅れ、想定よりも設備の運用開始時期が遅れる可能性があります。このため、早期連系ニーズに応えることが困難な見込みであります。
2. 自営線の所有主体について
発電設備から受電地点までの自営線等の設備の所有権は発電事業者さまに帰属します。設備の維持・管理については設備所有者である発電事業者さまの責任で行っていただきます。
3. 自営線を含む発電事業者さま設備事故時の影響を限定するため、受電地点に遮断器を設置することについて
発電事業者さま設備事故時の影響を限定するため、受電地点へ遮断器の設置をお願いいたします。遮断器を設置しない場合、自営線等の事故時の停電範囲が広範囲となり、また事故復旧に長時間かかることが想定されます。これによって他の電気使用者等へ影響が生じた場合、損害賠償を求められることも想定されます。なお、自営線等の発電事業者さま設備で事故が発生した場合は、設備所有者である発電事業者さまの責任で対処していただきます。
4. 自営線や連系設備の仕様は、供給信頼度に影響を与えないよう、弊社設備と同等の仕様を採用することについて
弊社送電線等の設備は、送電線ルートの特徴や過去の事故実績を踏まえた仕様を採用しております。供給信頼度に影響を与えないよう、弊社設備と同等の仕様の採用をお願いいたします。